

議第38号

三島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険条例（昭和34年三島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士